

出生届と同時にマイナンバーカードの申請する場合のみ使用可能

令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証の一体化により健康保険証の新規発行が廃止されますが、出生届と同時にこの申請書を窓口へ提出いただくことで、顔写真が省略されたマイナンバーカードが速やかに発行され、住所地または④に記載された宛先へ郵送されます。（簡易書留等・転送不要）

★お問い合わせ先：大和町役場町民生活課窓口サービス係 022-345-1117

※大和町外に住民登録されている方は、住所地の市区町村へお問い合わせください。

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

地方公共団体情報システム機構 宛
(出生届の届出地市区町村長 宛)

(お子様の)氏名

申請にあたり、以下について記入してください。

- ☒ 氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです
- ☒ 住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号		☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない（健康保険証として利用不可）	
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】	
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】			
⑤住所地において個人番号カードの送付を受ける ことができない理由			
⑥連絡先電話番号【必須】			

(注)

- 利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。
- 住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
- 個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
- 個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。

代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。